

不足額給付Ⅰ（対象例になりうる例）

（例１）

令和５年中所得よりも、令和６年中所得が減少した場合（事業不振、退職等）

例）課税者・妻・子の３人世帯の場合

令和５年中所得

>

令和６年中所得

令和６年分推計所得税	80,000
所得税定額減税可能額	90,000
減税しきれない額（①）	10,000
令和６年度分個人住民税所得割額	70,000
個人住民税定額減税可能額	30,000
減税しきれない額（②）	0
令和６年度調整給付額（①＋②）	10,000
↓ １万単位で切り上げ	
令和６年度調整給付額（③）	10,000



令和６年分所得税（実績）	65,000
所得税定額減税可能額	90,000
減税しきれない額（④）	25,000
令和６年度分個人住民税所得割額	70,000
個人住民税定額減税可能額	30,000
減税しきれない額（⑤）	0
本来給付すべき額（④＋⑤）	25,000
↓ １万単位で切り上げ	
本来給付すべき額（⑥）	30,000



所得税定額減税可能額 = (本人＋扶養親族数) × 3万円
 個人住民税定額減税可能額 = (本人＋扶養親族数) × 1万円

差額⑥－③の20,000円を不足額として給付